

障がい児（者）への歯科口腔保健等の取り組み状況等について

1 趣旨等

現在、障がい児や障がいのある方等（以下「障がい児等」）の歯科治療は、県歯科医師会口腔保健センターや市民病院等で行われており、市内では、病院歯科 9 施設、歯科診療所 5 6 施設の状況。

歯科医療従事者等に対し、障がいの種類や特性等に関する理解の促進等を図り、障がい児等の地域での自立した生活を支援する歯科診療の環境づくりに取り組む。

2 主な取り組み

（1）歯っぴー事業

障がい児等を対象に、フッ化物塗布や口腔衛生指導等を実施。

（2）障がい児歯科相談

児童発達支援サービスを利用中の児童を対象に、歯科相談を実施。

（3）研修会の開催

障がい児等の地域での自立した生活を支援する歯科診療環境づくりに向け、歯科医療従事者等を対象とした研修会を開催。

※ 開催状況等

発達障がいや自閉症等の障がいの理解を深める目的で開催。

日 時：平成 25 年 2 月 24 日

参加者：歯科医師等 60 人

3 今後の予定

関係機関・団体等との協働により、障がいの種類や特性等について、更なる理解を深めるための研修会の開催や、受け入れ施設の現状等を把握する等により、障がい児等の歯科診療環境の整備に取り組む。